

「玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正に伴う要旨の公表について

原子力災害対策特別措置法（平成11年 法律第156号）第7条第1項の規定に基づき、「玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」を修正しましたので、同条第3項の規定に基づき、この計画の要旨を次のとおり公表いたします。

1. 修正の目的

自治体の組織改正及び防災基本計画の一部修正の反映

2. 修正年月日

平成20年6月30日

3. 修正の概要

項 目	修 正 概 要
自治体の組織改正の反映	自治体の組織改正に伴い、通報連絡先の名称を変更した。
防災基本計画の一部修正の反映	新潟県中越沖地震の教訓を踏まえ、国の防災基本計画が一部修正されたため、原子力施設の火災に関し、消防機関への通報及び初期消火活動等を行うように変更した。

4. 原子力事業者防災業務計画の主な内容

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、基本的な考え方、運用と修正及び定義について定める。
第2章 防災体制	緊急時体制の区分、原子力防災組織及び原子力防災管理者の職務等について定める。
第3章 原子力災害予防対策の実施	通報や業務に必要な設備及び資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施並びに国、地方公共団体、地元防災関係機関との連携等について定める。
第4章 緊急事態応急対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報、災害拡大防止や放射能影響評価など応急措置の実施、緊急事態応急対策について定める。
第5章 原子力災害事後対策の実施	原子力災害の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員の派遣等について定める。
第6章 その他	他の原子力事業者への協力について定める。

本計画については、当社玄海エネルギーパーク及び九州エネルギー館にて公開しています。